



かけはし

第27号(平成26年7月1日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 国民年金部

部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

<目次>

- ・はじめに
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

はじめに

平成25年度の国民年金保険料現年度納付率が60.9%となり、年度当初の必達目標をクリアすることができました。市区町村窓口での納付案内や免除相談など、この間のご協力に感謝申し上げます。

さて、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立しました。今後、法改正にかかるお知らせにつきましては、随時に情報提供させていただきます。

市区町村の皆様には、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

機構からの連絡

平成25年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組について

(国民年金部)

平成25年度の国民年金保険料の納付状況については、平成25年度の現年度分(平成25年4月分～平成26年3月分)の納付率が60.9%(対前年度比+1.9ポイント)、平成23年度分の最終納付率が65.1%(平成23年度末比+6.4ポイント)となりました。

年金事務所ごとの納付率(現年度)は、312事務所中311事務所で前年度より上昇しています。

しかし、納付率はなお厳しい状況であるため、引き続き納付率改善に向けて取り組みます。

<平成25年度における主な保険料収納対策>

納付率改善の要因としては、平成24年度から新たに全国的な取組として実施した特別催告状による督促を、平成25年度においては対象者を大幅に拡大するなど本格的に実施するとともに、年金事務所と市場化テスト受託事業者とが連携し取り組んだことなどが考えられます。

なお、主な取組は以下のとおりです。

○特別催告状による取組

保険料の長期滞納者や免除勧奨を実施しても免除申請のない者、または、強制徴収対象者の選定から除かれた者のうち効果が見込まれる者を対象として年金事務所から特別催告状を568万件(平成24年度:182万件)発送しました。

○強制徴収の取組

平成25年度については、平成24年度の実施件数を大幅に上回る件数の最終催告状(7.8万件)及び督促状(4.6万件)の送付、差押(1万件)の執行を行いました。

○市場化テスト事業

保険料未納者に対し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、市場化テスト受託事業者による電話や文書、戸別訪問による納付督促(6,254万件)や保険料収納業務を実施しました。

<平成26年度における主な保険料収納対策>

納付率向上に向けた平成26年度の主な取組は次のとおりです。

○未納者の属性に応じた収納対策の徹底・強化

- 保険料の長期滞納者や免除勧奨を実施しても免除申請のない者、または、強制徴収対象者の選定から除かれた者のうち効果が見込まれる者を対象として、年金事務所から特別催告状を送付する。
- 所得が低い等の事情により保険料免除や若年者納付猶予、学生納付特例の対象となりうる者であるが、申請手続きを行っていないため未納状態である者に対しては、免除制度等の周知や申請の案内を行います。
- 若年者層に対しては、属性ごとのきめ細やかな取組を実施し納付督促の強化を図ります。

○強制徴収の着実な実施及び管理、実績の公表

- 控除後所得が400万円以上かつ未納月数13月以上の強制徴収対象者については、最終催告状の送付から2年以内に完結させるサイクルを確立し、最終催告状を送付したすべての者の完納を目指します。
- 強制徴収対象のすべての者の納付状況等の進捗管理を徹底し、約束不履行者に対して、滞納処分を確実に実施します。
- 保険料納付意識の醸成を図るため、強制徴収の実施状況を定期的に公表します。

○市場化テスト受託事業者との協力・連携体制の強化

- 受託事業者に対する情報提供の早期化や、各年金事務所の好取組事例を情報提供するなど、協力・連携の強化を図ります。

「さあ、コンビニで、国民年金！」国民年金保険料納付促進の取組

(国民年金部)

国民年金は老後のためだけのものではないこと、また国民年金はコンビニでも払えることについて広く知っていただくため、「さあ、コンビニで、国民年金！」のポスターを作成しました。

このポスターは、6月中旬以降全国5万店舗のコンビニで掲示していただきます。また、掲示に先立ち、5月23日、6月9日の二回にわたり、イベントを行いました。

○ 5月23日 ANAインターコンチネンタルホテル東京でポスターお披露目

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟する全国約5万店舗のコンビニに掲示する「さあ、コンビニで、国民年金！」ポスターをお披露目しました。

会見には、厚生労働省から高鳥厚生労働大臣政務官が、内閣府からは小泉内閣府大臣政務官が出席され、国民年金保険料の納付について理解を求めました。



2014年5月23日
ANAインターコンチネンタルホテル東京
(東京都港区)



お披露目した
「さあ、コンビニで国民年金！」
ポスター

○ 6月9日 東京都内の大学で周知イベント

東京都内の大学内のコンビニにて、高鳥厚生労働大臣政務官と小泉内閣府大臣政務官が、「さあ、コンビニで、国民年金！」ポスターを掲示しました。

その後、大学の広場で、学生の皆さんに年金に関するクイズを行いました。

- ◆クイズ1 国民年金保険料は休日や夜間でもコンビニで支払うことができる？
- ◆クイズ2 公的年金制度は、高齢者のための制度であり、若いうちに年金を受け取ることはない？

回答結果は、半々ぐらいに分かれていました。このポスターを掲示し、若い方を中心に年金について正しく理解を得られるよう広く周知を図っていきます。



2014年6月9日
東京都内の大学のコンビニ

(回答：クイズ1はYES クイズ2はNO)

○ 全国のコンビニで掲示する「さあ、コンビニで、国民年金！」ポスター

国民年金の保険料は、
コンビニエンスストアで支払えます。

もしものとき、
年金はあなたの力になれる！

年金は「老後のため」だけのものではない

さあ、コンビニで、
国民年金！



 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

 日本年金機構
Japan Pension Service

日本年金機構では、市区役所・町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民のみなさまに公的年金制度との関わりをあらためて考えていただく機会として、「わたしと年金」をテーマに、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わりや公的年金の大切さなどに関するエッセイを募集しています。

募集した作品の中から、優秀な作品に対して表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、受賞者と作品を日本年金機構ホームページへ掲載したり、お客様がご覧になれるよう作品を冊子にして全国の年金事務所へ設置する予定です。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、専用のポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスター掲載やリーフレット設置について、是非、ご理解ご協力をお願いします。

●主催、後援

主催：日本年金機構

後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、
全国都道府県教育委員連合会（申請中）

●応募資格

一般、学生・生徒（中学生以上）

●応募〆切

平成26年9月19日(金) 〆切日消印有効

●提出先

①郵送の場合

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構サービス推進部サービス推進グループ「わたしと年金」担当

②電子メールの場合

watashito-nenkin@nenkin.go.jp

なお、市民向け広報へ掲載いただく場合は、次のページをご利用ください。

(市民向け広報用)

「わたしと年金」エッセイ募集中
～あなたと公的年金のエピソードをお聞かせください～

日本年金機構では、広く国民のみなさまに公的年金制度との関わりをあらためて考えていただく機会として、「わたしと年金」をテーマに、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わりや公的年金の大切さなどに関するエピソードを募集しています。

募集した作品の中から、優秀な作品に対して表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、受賞者と作品を日本年金機構ホームページへ掲載したり、お客様がご覧になれるよう作品を冊子にして全国の年金事務所へ設置する予定です。

たくさんの応募をお待ちしております。
募集要項は日本年金機構ホームページをご確認ください。

●主催、後援

主催：日本年金機構

後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、
全国都道府県教育委員連合会（申請中）

●応募資格

一般、学生・生徒（中学生以上）

●応募〆切

平成26年9月19日(金) 〆切日消印有効

●提出先

①郵送の場合

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構サービス推進部サービス推進グループ「わたしと年金」担当

②電子メールの場合

watashito-nenkin@nenkin.go.jp

離婚時の年金分割について

－離婚後2年以内に請求手続きをお願いします－

(給付企画部)

戸籍担当課へ、ぜひ回覧いただきますようお願い申し上げます。

●「離婚分割」とは

離婚等をした際に厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度で、平成19年4月1日から実施された「合意分割制度」と、平成20年4月1日から実施された「3号分割制度」があります。

●「合意分割制度」とは

お二人からの請求により婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を分割できる制度です。離婚当事者は、分割することと、その按分割合※¹について合意した上で、年金事務所に厚生年金の分割請求手続きを行います。請求にあたっては以下の条件すべてに該当することが必要となります。

- ・平成19年4月1日以後に離婚、または事実婚関係を解消している
- ・お二人の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めている
- ・請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

※¹按分割合とは、離婚する当事者それぞれの標準報酬総額の合計額のうち、分割を受けることによって増額となる側の分割後の持分となる割合を示したものです。

●「3号分割制度」とは

国民年金第3号被保険者※²であった方からの請求により、相手方の保険料納付記録を2分の1ずつ分割できる制度です。請求にあたっては以下の条件すべてに該当することが必要となります。

- ・平成20年5月1日以後に離婚、または事実婚関係を解消している
- ・平成20年4月1日以後に、お二人の一方に国民年金第3号被保険者期間がある
- ・請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

※²国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人をいいます。

<ご注意いただきたいこと>

離婚分割の請求期限を経過した後に請求され、報酬の改定を行うことができない事例が発生していますので、該当する可能性のある方からのご相談の際は、この点を含めてお知らせいただくをお願いします。

戸籍担当課の職員の皆様へ

届出をされる方に対し、離婚時の年金分割制度について、お知らせいただくとともに、詳しくはお近くの年金事務所、街角の年金相談センターへお問い合わせいただくようご案内願います。また、詳細なパンフレットは以下のURLにございますのでご覧ください。
<http://www.nenkin.go.jp/n/www/pamphlet/index.html>

※次ページにお客様用のチラシがございますので、戸籍担当課の窓口配置していただきますようお願いいたします。

日本年金機構からのお知らせ

離婚時の年金分割について

離婚後2年以内に請求手続きをお願いします

●「離婚分割」とは

離婚等をした際に厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度で平成19年4月1日から実施された「合意分割制度」と、平成20年4月1日から実施された「3号分割制度」があります。

●「合意分割制度」とは

お二人からの請求により婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（標準報酬）を分割できる制度です。離婚当事者は、分割することと、その按分割合※¹について合意した上で、年金事務所に厚生年金の分割請求手続きを行います。請求にあたっては以下の条件すべてに該当することが必要となります。

- 平成19年4月1日以後に離婚、または事実婚関係を解消している
- お二人の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めている
- 請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

※¹按分割合とは、離婚する当事者それぞれの標準報酬総額の合計額のうち、分割を受けることによって増額となる側の分割後の持分となる割合を示したものです。

●「3号分割制度」とは

国民年金第3号被保険者※²であった方からの請求により、相手方の保険料納付記録を2分の1ずつ分割できる制度です。請求にあたっては以下の条件すべてに該当することが必要となります。

- 平成20年5月1日以後に離婚、または事実婚関係を解消している
- 平成20年4月1日以後に、お二人の一方に国民年金第3号被保険者期間がある
- 請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

※²国民年金第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員 の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人をいいます。

お手続き等をご希望される方へ

詳しくはお近くの年金事務所、街角の年金相談センターへお問い合わせいただきますようお願いいたします。また日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp>) も併せてご覧下さい。

公的年金からの介護保険料等特別徴収における情報交換の留意事項

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧いただきますようお願い申し上げます。

平素より年金業務について、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理(年次)と各種異動情報(月次)に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税電子化協議会(以下「経由機関」という。)を通じて日本年金機構(以下「機構」という。)へ通知をいただいているところです。特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介しますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

1. 住所地特例対象者に住所変更があった場合について

A市からB市へ転出後も、住所地特例対象者としてA市で介護保険料を特別徴収している方が再びA市へ転入した場合、機構から経由機関を通じてA市へ特別徴収追加候補者情報「30-02(住所変更者)」を送付しています。

この情報により、国民健康保険料(税)または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始する場合は、**特別徴収継続中の介護保険料についても特別徴収追加依頼通知「31-01(対象者)」を送付くださいますようお願いいたします。**

上記の例において、介護保険料の特別徴収追加依頼通知が「31-03(非対象者)」の場合、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の特別徴収追加依頼通知が経由機関においてエラーとなりますのでご注意ください。

2. 資格喪失等通知について

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、誤って死亡(コード41-01)を原因とする資格喪失等通知を行うと、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、**年金の支払いも停止となりますので、通知の際は充分ご注意ください。**

3. 特別徴収の対象となる年金について

老齢厚生年金および老齢基礎年金を受給している65歳以上の方について、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金のみです。よって、老齢基礎年金の年金額が政令で定める額(年額18万円)以上である場合は、機構から経由機関を通じて各市町村へ特別徴収対象者通知「00-01(新規者)」または「00-02(継続者)」を送付しています。

一方、機構から経由機関を通じて毎年1月31日までに回付する公的年金等支払報告書の年金額(年額)は、課税対象となる公的年金の前年中の支払額であるため、老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額となります。

このため、**公的年金等支払報告書の金額が年額18万円以上の方であっても、特別徴収対象とはならない場合がありますのでご注意ください。**

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市町村様からのお問合せ先

日本年金機構 業務管理部 業務調整グループ 03-5344-1100(代表)

※年金受給権者様からのお問合せ先は、

お近くの年金事務所、または年金ダイヤル(0570-05-1165)をご案内願います。

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、市（区）役所または町村役場、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

※追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所へお願いします。

地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

編集後記

「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

※「かけはし」に対するご意見・ご要望についてお待ちしております。
ご意見は、E-mail : kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp までお願いします。